外国法事務弁護士の指定法の付記

下記のとおり、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第34条第１項の規定により外国法事務弁護士の登録に指定法を付記したので、同法第36条が準用する同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会	付記した指定法
平成22年12月10日	G735	マーク・ウィリアム・デヴェノ	アメリカ合衆国ニューヨーク州	東京	アメリカ合衆国コネティカット州において効力を有し、又は有した法
平成22年12月14日	G737	ダニエル・エドモンド・ストークス	連合王国	第二東京	アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

平成23年１月１日　　日本弁護士連合会

自動車損害賠償責任保険基準料率算定公告

平成23年１月31日　　損害保険料率算出機構

本機構は、自動車損害賠償責任保険基準料率の変更について、平成23年１月18日付で金融庁長官に届出を行いましたので、損害保険料率算出団体に関する法律第９条の３第２項および損害保険料率算出団体に関する内閣府令第８条の規定により、次のとおり公告いたします。

１．金融庁長官に届出をした基準料率　　下記のとおり

２．基準料率の届出をした年月日　　平成23年１月18日

（なお、届出をした基準料率は平成23年４月１日以降に保険期間の始期を有する保険契約に適用いたします。）

３．基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を閲覧に供する場所

損害保険料率算出機構　東京都千代田区神田錦町１丁目９番地

４．基準料率表の交付の請求を受ける場所　　同上

５．公告に関する問い合わせ先　　損害保険料率算出機構　総務企画部広報グループ

電話（03）3233―4141

記

自動車損害賠償責任保険基準料率

目次

１．保険金額
２．基準料率
３．自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第２項の規定により保険料を返還する場合の返還保険料

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

１．保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第２条に定める保険金額

２．基準料率

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その１　６０か月～３２か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			60か月契約	48か月契約	37か月契約	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車		A								
		B								
		C								
		D								
自家用乗用自動車					35,390	34,600	33,790	32,990	32,180	31,380
普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの								
		最大積載量が２トン以下のもの								
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用									
	自家用									
小型二輪自動車					18,860	18,500	18,140	17,770	17,400	17,040
軽自動車	検査対象車				30,840	30,170	29,490	28,800	28,120	27,440
	検査対象外車		25,130	21,280		17,350				
原動機付自転車			15,600	13,580		11,520				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車										
緊急自動車					10,930	10,770	10,620	10,460	10,310	10,150
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車									
	(ロ) 教習用自動車									
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)								
		b 小型二輪自動車			21,750	21,310	20,870	20,430	19,990	19,540
		c 軽自動車 検査対象車								
		c 軽自動車 検査対象外車	31,580	26,490		21,300				
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車										
検査対象外被けん引軽自動車			5,160	5,150		5,140				

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。